

広島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を安芸高田市役所の掲示場に掲示した。

平成二十六年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

| 所 在 場 所   | 所有者（登記簿上の所有者）の氏名 |
|---|------------------|
| 安芸高田市美土里町本郷字中田九八三<br>安芸高田市美土里町本郷字城平四六六四<br>安芸高田市美土里町本郷字城平四六六五<br>安芸高田市美土里町本郷字城平四六六六<br>安芸高田市美土里町本郷字城平四六六七<br>安芸高田市美土里町本郷字城平四六六八 | 丸山 三郎            |

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について